

学位論文の要旨 (論文の内容の要旨)
Summary of the Dissertation (Summary of Dissertation Contents)

氏 名 中川 彩美
Name

学 位 論 文
Dissertation

論 文 題 目
Dissertation Title

シックスクール症候群・化学物質過敏症の批判的オートエスノグラフィー
—学校危機管理におけるリスクコミュニケーションの確立にむけて—

本研究の目的は、化学物質過敏症 (MCS) が発生した学校の事例から、文科省の学校危機管理モデルと共通している危機管理の3段階モデルと児童の安全確保を行う危機管理の要であるリスクコミュニケーションにおいてみられる課題を明らかにし、また事案当事者としての筆者のオートエスノグラフィーから関係者間の合意形成達成に向けた今後の危機管理ガイドラインの改善に向けた提言を行うことである。

近年の危機は、原因の複雑性・不明確性、危機期間の不明確性、危機そのものの不明確性等の特徴があり、従来と同様の学校危機管理ではカバーできない事態が生じている。特に校内でのシックスクール症候群 (SSS) やMCSの発生事案については近年課題視されているにもかかわらず、健康被害に対する危機管理としての対応策が未だ十分に練られていない。文科省は学校危機管理の流れを事前・発生時・事後の3段階で示していることからCoombsの3段階モデルと共通していることが伺える。しかし危機管理分野全般でよく用いられているのはMitroffの5段階モデルである。この5段階モデルは、①前兆の発見、②準備/防止、③封じ込め/被害抑制、④回復、⑤学習の5段階に分けられ、循環的に危機管理を行うものである。危機から教訓を得て次の危機発生時に備えるという循環に焦点を当てているのは、学習段階を設定しているMitroffのモデルの特徴である。しかし学校教育においては学校管理上、学校に危機が存在してはならないはずだという規範的信念が重視されるきらいがあることから、Mitroffの5段階モデルにおける①前兆の発見や⑤学習に対して消極的になるという問題が先行研究にて指摘されている。さらに本研究の対象事案で発生した危機は認知度が低いことに加え原因や対処が未だ明らかでないため、本事案と同様の危機事案が発生した場合のために教訓を得て、予防を行うためにはMitroffが提唱する準備段階は重要であると考えられる。そこで、本研究ではMitroffの5段階モデルを用いて、危機発生時の合意形成に向けたリスクコミュニケーションにおいて何が議論の主題とされており、個人や集団がどのようにMCSのリスクを認識・判断し、行動を起こすのか、それにはどのような特徴と問題点があるのかを批判的オートエスノグラフィーを主として、文献調査とインタビューから同危機事案に瀕した多様な立場の人々の経験や思いを織り交ぜながら当事者として周囲の環境や人々にどのように影響されながら当事案に関与していたのかを描くことを通して、現在の学校の危機管理体制に対して改善案を提言する。

本研究では社会的不正義に重点を置き、批判を通じて状況を改善することに寄与しながら、周縁で疎外された人々の疎外された経験を表現することに焦点を当てている批判的オートエスノグラフィーという手法を取り、事案関係者7名に対する半構造化インタビューを用いながら、筆者の回想を補完する形で状況とそれぞれの思いを描写した。また文献、インタビューデータコーディング分析も行った。コードの作成は本研究の分析枠組みであるMitroffの5段階モデル、分析対象であるK校が危機の対処に用いた文科省のガイドラインと共通しているCoombsの3段階モデルを参考とした。またコードとして、文科省の手引の項目を取り入れた。さらに本研究の批判的視点から、児童の健康回復・安全確保とそれに対するリスクコミュニケーションに焦点を当てたコードを独自に作成し追加している。分析に用いる会議資料は、学校・保護者・市教委・地域間のシックスクール問題協議の場として組織された委員会において、市教委によって作成された会議資料と議事録、また、事案発生後に校舎内の空気質測定を実施した専門家によるSSS及びMCSに関する説明資料、PTAと学校間での会議資料、新聞記事である。

本事案の調査結果から明らかとなった問題点は計7点である。まず①危機管理プロセスのフェードアウトである。Mitroffの5段階モデルでみることで、文科省採用の3段階モデルでは把握することができなかった、教訓を得るまでに至らない学校危機管理の課題に対する認知的な要因を

明らかにすることができた。Mitroffの5段階モデルにおける③封じ込め／被害抑制から⑤学習にかけて徐々に当事案の形式的な収束に注力していくプロセスが明らかとなり、また、④回復段階において回復不可能であり現状維持をするしかないという判断から、その後の危機管理プロセスに進めずフェードアウトしていく形となっていた。また、委員会の設立目的等を鑑みると、徐々に「形式上」危機以前の学校生活に戻る対応としての「危機管理」へと変化していったことが伺える。②新校舎建築段階での市教委・K校間での情報共有不足については、市教委からK校への新校舎建築に係る情報共有が十分でなかったこと、市教委が選出した建築業者が以前建築した建物も化学物質濃度に問題があったこと、そして新校舎建築後のK校への引き渡し時期とK校の長期休業期間が重なり長期間締め切った状態で新校舎が管理されていたことが挙げられる。③有症者・非有症者間でのリスク認知・認識の違いについては、本事案のようにリスク源が目に見えない状況の中では、そのリスクの存在自体にも猜疑的になる動きがみられた。また、有症者はステイグマ化により、また児童は議論への参加が想定されていなかったために、そして専門家は彼らの見解ではなく知識や情報のみに対策委員会が必要を見出したために議論の場から排除されていった。これはたとえ学外から招聘した人々であっても、特に本事案の発生原因として責任を追及される可能性がある新校舎の建築責任者らがその責任を回避するために障害となりうる判断されれば排除したということを示している。④化学物質濃度の数値の低減に注目した対応方針については、K校や市教委、対策委員会内における意思決定において、新校舎の化学物質濃度の数値は大きな判断材料であり、新校舎の利用再開も濃度数値を参照して決定された。しかしMCSの特性上、化学物質数値が基準値以下になろうとも症状は発生する。濃度数値を基準としての環境評価ではその特性が加味されず、有症者の症状も残る結果となった。それにより主に非有症者は屋内環境整備を行う意義を感じなくなっていき、徐々に体調不良が続くのは有症者ら自身に問題があるのではないかという考えが生じていった。⑤ステークホルダーの定義づけと役割の不一致については、まず、特に校長は保護者からも状況の説明を求められることもあったが、実際のところ彼は状況を説明できるほど状況把握ができていなかった。そのため保護者らが校長へ向けたニーズと実際の校長の状況に乖離があり、結果として保護者からの信用を落としていった。また、対策委員会において市教委はK校側の意向を尊重するためにオブザーバーとしての立場を示していたが、結果としてそれは積極的に本事案の問題を解決していこうという意思が感じられないという保護者らの不安や不満につながった。さらに、新校舎を担当した建築業者が対策委員会に参加しなかったことは建築業者だけでなく業者を選定した市教委への不信感を募らせる結果となった。児童らについては常に議論外に位置し、本事案に関する情報も乏しかった。しかしながら、児童らは自身の健康状態に自覚的で、自身の体調不良もSSSやMCS起因か否かを判断できることを前提とした対応が行われていた。⑥専門知識が少なく、専門家も不在の中での議論についてだが、学校関係者や市教委がSSSやMCSの対応方法について知識が乏しいというなかで招集された専門家は市教委が選出した者であり、彼らの視点は市教委と同様に化学物質濃度の数値であった。これが数値を軸としたリスクの捉え方をより進め、有症者への猜疑的な目の解消には貢献しなかった。また、専門家は対策委員会に常に参加しておらず、知識が十分ではない保護者らが部会を作り、議論を行っていた。最後に⑦議論の場の縮小化についてだが、対策委員会が健康対策懇談会へと改組される段階で、有症者以外の人々が議論の対象から排除された。それによって逆に有症者の異質性のみが浮き彫りとなり更なるステイグマや差別の発生を助長したほか、非有症者らの当事者意識や議論へのモチベーションさえも奪う結果となった。

以上見てきたように、Mitroffの5段階モデルの⑤学習段階が機能せず、危機から教訓を得て今後に生かすことが出来ていないという問題に対する提言として以下3点を挙げる。①リスク認知のすり合わせ、②ステークホルダーと役割のマッチング、③不確実性・不可視性との向き合い。まず、①危機発生時にはその時点で設置された組織が一意的に危機やリスクを定義づける以前に、各々が何をリスクとして認識しているか、またそもそもリスク自体を認知しているか否かを確認し、ステークホルダー間ですり合わせる必要がある。また、②リスクコミュニケーションのプロセス開始前に、全てのステークホルダー間で各々の役割を明確にしておき、特に市教委や対策委員会の委員長となった者については進行役であるということを明示する。そして、③不確実性が強いリスクに対しては、その不確実性を市教委や学校管理職が組織として認めたくらうで、なぜ不確実性が生じるのか、それにうまく対応するにはどうすればいいか、そしてリスク自体をどう低減させるのかを説明する必要がある。その際、組織がそのリスクの大きさを恣意的に軽視することは不確実性に巻き込まれる人々の状況の把握が自他ともに不明瞭になる可能性があるため避けるべきであり、それは不確実性のあるリスクによって被害を被った人々の被害状況の過小評価にもつながる。それによって危機事案の規模の実情が正確に顕在化せず、被害を被った人々が議論において排除・差別され、より危機に晒されるような状況にしてはならない。

備考 論文の要旨はA4判用紙を使用し、4,000字以内とする。ただし、英文の場合は1,500語以内とする。